

三朝町会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

三朝町長

三朝町規則第10号

三朝町会計規則の一部を改正する規則

三朝町会計規則（平成20年三朝町規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
（随意契約によることができる場合の契約金額） 第98条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table><tr><td>（1） 工事又は製造の請負</td><td><u>200万円</u></td></tr><tr><td>（2） 財産の買入れ</td><td><u>150万円</u></td></tr><tr><td>（3） 物件の<u>借入れ</u></td><td><u>80万円</u></td></tr><tr><td>（4） 財産の売払い</td><td><u>50万円</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>（6） （1）から（5）までに掲げるもの以外のもの</td><td><u>100万円</u></td></tr></table>	（1） 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>	（2） 財産の買入れ	<u>150万円</u>	（3） 物件の <u>借入れ</u>	<u>80万円</u>	（4） 財産の売払い	<u>50万円</u>	略		（6） （1）から（5）までに掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>	（随意契約によることができる場合の契約金額） 第98条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table><tr><td>（1） 工事又は製造の請負</td><td><u>130万円</u></td></tr><tr><td>（2） 財産の買入れ</td><td><u>80万円</u></td></tr><tr><td>（3） 物件の<u>買入れ</u></td><td><u>40万円</u></td></tr><tr><td>（4） 財産の売払い</td><td><u>30万円</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>（6） （1）から（5）までに掲げるもの以外のもの</td><td><u>50万円</u></td></tr></table>	（1） 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>	（2） 財産の買入れ	<u>80万円</u>	（3） 物件の <u>買入れ</u>	<u>40万円</u>	（4） 財産の売払い	<u>30万円</u>	略		（6） （1）から（5）までに掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>
（1） 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>																								
（2） 財産の買入れ	<u>150万円</u>																								
（3） 物件の <u>借入れ</u>	<u>80万円</u>																								
（4） 財産の売払い	<u>50万円</u>																								
略																									
（6） （1）から（5）までに掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>																								
（1） 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>																								
（2） 財産の買入れ	<u>80万円</u>																								
（3） 物件の <u>買入れ</u>	<u>40万円</u>																								
（4） 財産の売払い	<u>30万円</u>																								
略																									
（6） （1）から（5）までに掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>																								

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。